

第3別館2階会議室

[illegible]

9月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

- 9月 2日 (火) 今治市議会定例会 (初日)
- 9月 4日 (木) 今治市議会定例会 (代表質問・質疑)
- 9月 5日 (金) 今治市議会定例会 (一般質問)
- 9月 7日 (日) 朝倉中運動会
- 9月 8日 (月) 今治市議会定例会 (一般質問)
- 9月 9日 (火) 予算特別委員会
- 9月10日 (水) 教育厚生委員会
- 9月11日 (木) レイクランド市親善訪問団学校訪問 (常盤小)
- 9月14日 (日) 中学校運動会 (日吉・関前、近見、立花、桜井、南、西、北郷、玉川、大西、菊間、大島)
- 9月16日 (火) 今治商工会議所女性会感謝状贈呈式
- 9月17日 (水) 愛媛創価学会 書籍受領式及び感謝状贈呈式 (桜井小)
- 9月21日 (日) 小学校運動会 (富田、波止浜、波方)、中学校運動会 (伯方、大三島)
- 9月22日 (月) 今治市議会定例会 (閉会)
- 9月27日 (土) 総合防災訓練 (上浦多々羅スポーツ公園)
- 9月28日 (日) 小学校運動会 (清水・亀岡・吉海・宮窪小)
- 9月29日 (月) 定例教育委員会

2 予定

- 10月 1日 (水) 中学校新人大会 (球技、剣道) (～3日)
- 10月 2日 (木) 国際ソロプチミスト今治 生理用品受領式及び感謝状贈呈式
- 10月 7日 (火) 県人権教育研究推進事業研究発表会 (玉川中)
- 10月 9日 (木) 中学校新人大会 (柔道、陸上)
- 10月15日 (水) 小学校陸上記録会
- 10月19日 (日) 伯方小運動会
- 10月18日 (土) 小中学校合同作品展
- ～21日 (火)
- 10月29日 (水) 定例教育委員会

資料 1

第 12 回教育委員会議案第 49 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 9 月 29 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市波止浜公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	一文字利朗	学校教育の関係者	波止浜小学校長
	片上 理江	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA女性理事
	土田 祥代	社会教育の関係者	北郷中学校PTA役員
	越智 健二	学識経験のある者	波止浜校区各種団体連絡協議会長
	渡部 祐司	学識経験のある者	波止浜校区自治会会長
任 期		令和 7 年 9 月 29 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	宇高 淑文	学校教育の関係者	波止浜小学校長
	檜垣 幸子	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA教養研修部長
	山口 知奈	社会教育の関係者	北郷中学校PTA役員
	白石 勝好	学識経験のある者	波止浜校区各種団体連絡協議会長
	三宅 昇	学識経験のある者	波止浜校区自治会副会長

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

「参 考」今治市波止浜公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	一文字 利朗	学校教育の関係者	波止浜小学校長	交替
	木村 誠	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA会長	
	片上 理江	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA教養研修部長	交替
	土田 祥代	社会教育の関係者	北郷中学校PTA役員	交替
	越智 健二	学識経験のある者	波止浜校区各種団体連絡協議会長	交替
	野田 敏子	社会教育の関係者	波止浜地区婦人会副会長	
	渡部 祐司	学識経験のある者	波止浜校区自治会副会長	交替
	佐々木 真孝	社会教育の関係者	波止浜公民館登録団体	
	片上 勝允	学識経験のある者	波止浜校区老人クラブ会長	
	木村 優子	社会教育の関係者	波止浜地区スポーツ振興会理事	
	三宅 育子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	波止浜地区主任児童委員	
	谷川 賢二	家庭教育の向上に資する活動を行う者	波止浜地区民生児童委員協議会副会長	
任 期		令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交 替 令和 7 年 9 月 29 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

第 12 回教育委員会議案第 50 号

今治市学校給食運営審議会委員の委嘱について

今治市学校給食運営審議会規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理由」
任期満了による

今治市学校給食運営審議会委員候補者名簿

	区 分	関係役職名	候補者名
1	公共団体 職員	校長会（学校給食部会長）	木村 晴彦
2		校長会（学校給食部会副会長）	山川 博一
3		校長会（学校給食部会委員）	菅 征 永
4		今 治 東 中 等 教 育 学 校 長	丸山 達也
5		栄 養 教 諭 （ 県 職 員 ）	藤 本 文
6		東 予 教 育 事 務 所 地域教育推進課 指導主事	倉瀬 賢典
7		今 治 保 健 所 生活衛生課 課 長	大塚 有加
8	公共的団体 役職員	今 治 市 P T A 連 合 会 会 長 （ 1 区 ）	長尾 正人
9		今 治 市 P T A 連 合 会 副 会 長 （ 2 区 ）	寒川 正樹
10		今 治 市 P T A 連 合 会 副 会 長 （ 3 区 ）	矢野 律子
11	学識経験者	今 治 精 華 高 等 学 校 主 任 （調理科）	生田 好宏
12		今 治 明 徳 短 期 大 学 准 教 授 （ライフデザイン学科食物栄養コース）	中居 由香
13		元 中 学 校 家 庭 科 教 諭	水谷 陽子
任 期		令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日	

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

今治市学校給食運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 公共団体の職員
- （2） 公共的団体の役職員
- （3） 学識経験を有する者

2 公共団体の職員又は公共的団体の役職員のうちから選任された委員が公共団体の職員又は公共的団体の役職員でなくなったときは、任期中であってもその職を失うものとする。

第 12 回教育委員会議案第 51 号

今治市学校給食運営審議会への諮問について

標題のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、今治市学校給食運営審議会に諮問する。

令和 7 年 9 月 29 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理由」

今治市学校給食調理場再編整備にかかる基本方針策定のため

(案)

今教給第 号
令和7年9月29日

今治市学校給食運営審議会 会長 様

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市学校給食調理場の在り方について（諮問）

このことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

今治市の学校給食調理場については、昭和58年以降、子どもたちに温かくておいしい給食を食べてもらいたいという理念から、自校式調理を基本に、小規模共同調理場を整備してきました。現在11の共同調理場と、10の自校式調理場があり、毎日約1万人の児童生徒に、安全・安心でおいしい給食を提供しております。

一方で、施設・設備の老朽化が課題となっており、吹揚小学校調理場・夢づくり調理場を除く19の調理場では、築20年を経過しております。特に玉川調理場・大西調理場・波方小学校調理場については、築45年以上経過しているため、統合等を含め、早急に検討していく必要があります。

また、今年9月に公表された「第2次今治市学校適正配置基本方針」を踏まえた学校の統合や、調理員の確保が困難になっている現状など、調理場を取り巻く環境に鑑みると、事業の効率化を図ることも求められています。

つきましては、郷土愛を育み、子どもが真ん中の「日本一おいしい給食」に向けた取組を継続して進めていくため、今後の今治市学校給食調理場の在り方について、諮問いたします。

12のやめることリスト（デジタルに変えること） ～教師が学習者に向き合う環境を実現するために～

デジタル完結・ワンスオンリーの徹底により、「デジタルの良さ」を実感しながら、**教職員の負担を大幅に軽減し、学習者に向き合う時間を確保することが取組の第一歩**である。そのため、12のやめること（デジタルに変えること）のリストを作成した。各教育委員会・学校において、積極的なデジタル化を進めることが期待される。政府としても、「校務DXダッシュボード」等を活用しながら、校務DXの実現に向けた取組を進めていく。

☐	① 電話等による児童生徒の欠席連絡等の受付
☐	② 紙での保護者への調査・アンケート
☐	③ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校への回収
☐	④ 紙での教職員への調査・アンケート
☐	⑤ 新入学児童生徒の名簿情報の校務支援システムへの不必要な手入力
☐	⑥ 電話や書面による保護者との日程調整
☐	⑦ 職員会議等資料の紙での共有
☐	⑧ 紙での児童生徒への調査・アンケート
☐	⑨ 学校から保護者へ発信するお便り等の紙での配布
☐	⑩ 教職員が作成した教材等の各自での保存
☐	⑪ 学校徴収金の現金徴収
☐	⑫ 紙での学校内外の行事日程や特別教室等に係る利用予約等の管理

※なお、デジタル機器を有しない家庭への対応など、地域や学校の実情を踏まえ柔軟な対応を進めることが重要

12 のやめることリスト 実態調査結果 (令和7年6月16日現在)

今治市教育委員会

円グラフ 今治市内小中学校の状況

凡例 青：DX化が進んでいる 黄：DX化とアナログ的手段の併用 赤：進んでいない。

① 電話等による児童生徒の欠席連絡等の受付

マチコミと電話連絡を併用している学校が4分の1程度あり、各校の実態に応じて移行しつつある。



② 紙での保護者への調査・アンケート

ほとんどの学校が、学校評価等において、デジタルアンケートを実施している。



③ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校へ回収

紙媒体を使用している学校が半数以上あるが、今後、デジタルアンケート等を活用していく予定である。



④ 紙での教職員への調査・アンケート

教育委員会を含め、ほとんどの学校がデジタルアンケートを実施している。



⑤ 新入学児童生徒の名簿情報の校務支援システムへの不必要な手入力

各校の実態に応じ、手入力を行ったりOCRを実施したりしている。小学校から中学校の進学者についてはデータ移行（引継）が行われている。



⑥ 電話や書面による保護者との日程調整

紙媒体を使用している学校が半数以上あるが、今後、デジタルアンケート等を活用していく予定である。



⑦ 職員会議等資料の紙での共有

各校の実態や伝達する内容に応じ、電子媒体と紙媒体を併用している。



⑧ 紙での児童生徒への調査・アンケート

ほとんどの学校がデジタルアンケートを実施している。



⑨ 学校から保護者へ発信するお便り等の紙での配布

ほとんどの学校がマチコミメールを使った配布と紙媒体を併用している。



⑩ 教職員が作成した教材等の各自での保存

共有ドライブを有効活用し、著作権に配慮しつつ教材のデジタル化が進んでいる。



⑪ 学校徴収金の現金徴収

半数以上の学校は現金徴収と引き落としを併用しているが、現在、新システムの導入を検討しており、現金徴収を大幅に減らす方向で準備を進めている。



⑫ (1) 紙での学校内外の行事日程の周知

ほとんどの学校がWebページやマチコミメール等を活用した方法で実践している。



⑫ (2) 特別教室等に係る利用予約等の管理

小規模校の場合、ホワイトボードの方が効率の良いケースもあるため、各校の実態に応じて対応している。

